

倉吉市立上井保育園の管理運営に関する基本協定書（案）

倉吉市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、倉吉市立上井保育園（以下「本施設」という。）における指定管理者の指定に基づく指定管理業務について、倉吉市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年倉吉市条例第 85 号。以下「手續条例」という。）第 8 条の規定により、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、指定管理業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義が、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、保育所の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行い、もって市民の福祉の一層の増進に資するものであることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第 3 条 乙は、本施設の設置目的である、保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設として、保育業務及び施設管理（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理物件）

第 5 条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、土地、建物及び管理物品とする。この場合において、管理物件の内容は、管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（指定期間等）

第 6 条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 管理業務の範囲及び基準

（管理業務の範囲）

第 7 条 乙は、倉吉市立保育所条例（昭和 49 年倉吉市条例第 43 号。以下「保育所条例」という。）

第 4 条の 2 の規定に基づき次に掲げる業務を管理業務（以下「本業務」という。）の範囲として

行う。

- (1) 保育事業の運営に関する業務
- (2) 保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他本施設の運営に関して甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第8条 甲は、自らの責任及び費用において次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 支給認定申請の受付、認定証の発行
- (2) 施設利用申請の受付、利用の承諾
- (3) 保育利用料金の決定、徴収
- (4) 各種保育サービス事業の申請受付、利用の決定
- (5) 不服申立てに対する決定
- (6) 管理施設の大規模修繕等
- (7) 施設の責任者として責を負うべき事項

(管理の基準)

第9条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない管理の基準は、仕様書に示すとおりとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後に仕様書等の変更が必要が生じた場合は、双方による協議を開催するものとし、双方が変更の内容について合意した場合は、仕様書等を変更することができる。

(業務範囲及び管理の基準の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第7条第1項に定める本業務の範囲及び第9条に定める管理の基準の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 甲及び乙は、前項の協議において業務範囲又は管理の基準の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等について決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、年度協定（以下「本協定等」という。）、保育所条例及び関係法令等のほか、募集要項、仕様書、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答（以下「募集要項等」という。）並びに指定管理者の募集に当たって乙が提出した申請関係書類等（以下「申請関係書類等」という。）に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定等、募集要項等及び申請関係書類等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定等、募集要項等、申請関係書類等の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、申請関係書類等にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、申請関係書類等に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第 13 条 乙は、本業務の開始に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合は、本業務の開始に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のあるときを除き、その申出に応じなければならない。

(委託等の禁止)

第 14 条 乙は、本業務の執行にあたり、当該業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合、保育所の施設及び設備の維持管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 乙は、前項により業務の一部を委託、又は請け負わせる場合、乙の委託者との間で本協定に準じて甲の承認を得た契約書等を取り交わし、甲に、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、乙の委託者が業務の全部又は一部を再委託することをさせてはならない。

4 乙が当該業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担する。

(本施設の修繕等)

第 15 条 乙は、自己の負担において本施設を維持するために必要な修繕を行うものとする。ただし、当初の設計額が 1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、甲乙協議して行うものとする。

2 乙は、本業務が終了したときは、速やかに修繕したものを無償で、甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとする。

(非常事態発生の場合の対応)

第 16 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故、災害等の非常事態が発生した場合は、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して非常事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合は、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

3 乙は、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、職員の指導及び災害時の対応について随時訓練等を行うものとする。また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずるものとする。

4 甲は、本施設を災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがある。指定管理者は、これに協力しなければならない。

5 乙は、防火管理者を選任し、消防計画を策定するものとする。

(情報管理)

第 17 条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び倉吉市個人情報保護条例

(平成 17 年倉吉市条例第 8 号)の規定に基づき、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、個人情報の漏洩等の行為は、倉吉市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合がある。

第 4 章 備品等の扱い

(管理物品の管理等)

第 18 条 乙は、善良な管理者の注意をもって施設備付けの備品の維持管理を行うものとし、その費用は、乙の負担とする。

2 乙は、施設備付けの備品の更新並びに施設の管理運営上必要な備品の調達及び更新を行う場合は、事前に甲の承認を得たうえで乙の負担において行うものとする。

3 乙は、施設備付けの備品の修繕を行う場合は、その費用が 1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものに限り、甲乙協議して行うものとする。

第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第 19 条 乙は、毎年度 2 月末日までに、本業務の翌年度（第 6 条に規定する指定期間内に限る）の実施に関し次に掲げる事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支予算
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか甲が必要と認める事項

2 甲又は乙は、前項の事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙との協議により決定するものとする。

(定期報告)

第 20 条 乙は、毎月 20 日までに、前月の指定管理業務に関する業務報告書を、甲に提出しなければならない。

2 前項の規定により定期に報告を求める事項は、仕様書で示すものとする。

(事業報告書)

第 21 条 乙は、毎年度終了後 30 日以内に、本業務に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 申請関係書類等に対する実施状況及び自己評価
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 乙は、第 36 条から第 38 条までの規定により甲が年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、指定が取り消された日（以下「取消日」という。）から 30 日以内に、取消日の属する年度の初日から当該取消日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第22条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、本業務及び経理の状況に関し定期若しくは臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(甲による業務の改善勧告)

第23条 甲は、乙による本業務の実施が第12条第1項及び第3項の規定条件を満たしていないと認める場合は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項の規定による勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第24条 甲は、管理業務の実施に要する費用として指定管理料を乙に支払う。

2 指定管理料は、市の予算の範囲内で、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 本施設を私立保育所とした場合の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第1項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 倉吉市立保育所延長保育事業実施要綱(平成27年4月1日制定)に基づく延長保育事業を実施した場合に当該事業の実施に要する経費の額から当該事業に伴う収入の額を控除した額(当該事業について、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第25号第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を限度額とする。)

(3) 本施設を私立保育所とした場合の保育サービス多様化促進事業費補助金交付要綱(平成12年6月23日付け子育て第301号鳥取県知事通知)第2条に規定する補助事業を行った場合の同要綱第3条第2項に規定する補助対象経費(業務に係るものに限る。)に相当する額

(4) 鳥取県低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金交付要綱(平成14年7月2日付子家第422号鳥取県福祉保健部長通知)第2条に規定する補助事業を行った場合の同要綱第3条第3項に規定する補助対象経費(業務に係るものに限る。)に相当する額

3 年度ごとの指定管理料の額は、別途締結する年度協定により、毎年度定めるものとする。

4 指定管理料の支払い方法は、別途締結する年度協定により、毎年度定めるものとし、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

5 甲は、乙の適法な請求を受理した日から起算して、30日以内に指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の額の変更)

第25条 前条第2項の指定管理料の総額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第27条 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度については、延長保育事業のみを適用するものとし、当該事業に係る利用料金については、指定管理者の収入とするものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第 28 条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(利用者その他第三者への賠償)

第 29 条 乙は、本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、甲乙双方の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由により利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その損害の賠償について、協議して定めるものとする。

3 甲は、甲の責めに帰すべき事由により利用者その他第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。

4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者その他第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(保険)

第 30 条 甲は、本施設について、火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、前 2 条の損害賠償を保障するための保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第 31 条 乙は、甲又は乙のいずれかの責めに帰すことができない暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な現象（以下「不可抗力」という。）が発生した場合は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(リスク分担)

第 32 条 本業務に関するリスク分担については、仕様書に定めるとおりとする。

2 甲及び乙は、仕様書に定めたリスク分担に疑義がある場合又は定めた事項以外の不測リスクが生じた場合は、協議の上、リスク分担を決定するものとする。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 33 条 乙は、本協定の終了に際し、甲が定める期間内に甲又は甲が指定するものに対して、乙の負担により本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合は、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 34 条 乙は、本協定の終了までに、指定期間の初日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が認めた場合は、管理物件の原状回復を行わず、甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができる。

(備品等の取扱い)

第35条 乙は、本協定が終了したときは、速やかに購入した備品を無償で、甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとする。ただし、甲乙が協議の上、別に定めた備品についてはこの限りではない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取消し)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、倉吉市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年倉吉市条例第85号)第12条第1項の規定により、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 甲からの報告の要求若しくは調査に応じず、又は偽りの報告をしたとき。
- (2) 甲の指示に故意に従わなかったとき。
- (3) 条例又は本協定に定める規定に違反したとき。
- (4) 申請関係書類等の内容に偽りが判明したとき。
- (5) 法人等の経営状況の悪化等により本業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (6) 管理物件の適正な管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (7) 募集要項9に定める応募資格を満たさなくなったとき。
- (8) 関係法令等に違反したとき。
- (9) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の規定により指定の取消しを行おうとする場合は、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しまでの猶予期間の設定
- (2) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失及び増加費用が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

4 前項の場合に甲に損害が発生したときは、甲は、乙にその損害額を請求することができる。

(乙による指定の取消しの申出)

第37条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき(一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲から不合理な要求が提示された場合を含む)。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。

2 甲は、前項の規定による申出を受けた場合は、乙との協議を経てその処置を決定するものと

する。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項第3号の規定により指定の取消しを行う場合に準用する。

(不可抗力による指定の取消し)

第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 甲は、協議の結果、やむを得ないと判断された場合は、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第33条から第35条までの規定は、第36条から前条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲及び乙が合意した場合は、この限りでない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、本協定を締結したことにより生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(モニタリングの実施)

第41条 甲及び乙は、本業務の適正な実施を確認することを目的にモニタリングを実施するものとする。

2 甲は、乙による業務実施状況を確認することを目的として定期的に事業評価を行うものとする。

3 甲は前項の事業評価の結果、乙の管理水準が、本市の要求する管理水準を満たしていないと判断した場合、是正指示を行うものとし、乙は合理的な理由がある場合を除き、その指示に応じなければならない。

(本業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、乙が本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用による事業(以下「自主事業」という。)を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなければならない。この場合において、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、自主事業を実施するに当たって、別途に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(退職金制度)

第43条 乙は、独自の退職金制度を有しない場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う中小企業退職金共済制度に加入するよう努めるものとする。

(経理の明確化)

第44条 乙は、本業務に係る収入及び支出について、乙の他の事業所と区別し、指定管理者としての経理を明確にしなければならない。

(積立金)

第 45 条 乙は、甲が支払った指定管理料を次年度以降の本施設の経費に充てるため積立預金に充当することができるものとし、その内容は、仕様書に示すとおりとする。

(書面による請求、通知等)

第 46 条 甲又は乙は、本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除を行うときは、緊急を要する場合を除き、書面により行わなければならない。ただし、軽易なものであらかじめ甲乙双方が合意したものについては、この限りではない。

(本協定の変更)

第 47 条 本業務に関し、本業務の前提条件又は内容が変更したとき若しくは特別な事情が生じたときは、甲乙の協議の上、本協定の規定を変更することができる。

(解釈)

第 48 条 乙は、甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 49 条 本協定の各条項等の解釈又は本協定に特別の定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 50 条 本協定に関する訴訟等については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年〇月〇日

甲 倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎 印

乙 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 印